

仕様書（水銀分析装置 一式）	
目的	本仕様書は、河川水、海水、事業場排水及び処分場排水中に含まれる総水銀を分析するための測定装置の購入に関し、必要な仕様を定めるものである。
品名	水銀分析装置 一式
機器・構成・仕様	(1) 水銀分析装置本体及びオートサンプラー (2) データ処理装置（パソコン本体及び制御・データ処理ソフト） (3) 運搬、設置、性能確認等 (4) 製品保証、その他
機 器 仕 様	
項目	仕 様
(1) 水銀分析装置本体及びオートサンプラー	(1) 本装置は還元気化法による水銀分析装置であり、環境水中の総水銀の分析ができる装置一式であること。また、環境省告示第59号付表2に準拠していること。
	(2) 本装置における検出下限値 (LOD) は $0.1 \mu\text{g/L}$ 、定量下限値 (LOQ) は $0.25 \mu\text{g/L}$ を満たすこと。なお、納品時の性能確認においては、一般的な統計手法に基づき、低濃度標準溶液を用いて7回以上の繰り返し測定で得られた標準偏差を σ とした時、LODは 3σ 、LOQは 10σ で評価を行うこと。
	(3) 納品時の性能確認においては、5段階の標準溶液 (0.1 、 0.25 、 0.5 、 1.0 、 $2.0 \mu\text{g/L}$)、または、それ以下の濃度の標準溶液を用いて、検量線の決定係数 (r^2) が 0.999 以上を満たすこと。
	(4) 本装置ではメモリー効果対策として、高濃度試料測定後においても次試料の測定に影響を与えない構造又は洗浄機構を有すること。
	(5) 本装置では、硫酸、硝酸、過マンガン酸カリウム等を用いた酸分解処理後の試料を分析することが可能であること。
	(6) 異常動作が発生した場合に装置を停止する等の安全機能を有すること。
	(7) 本装置で総水銀を分析する際に必要な以下の機器等を付属すること。 ① オートサンプラー ② 専用試験管：50本、予備（ディスポーザブルガラス試験管可）：150本 ③ データ処理用パソコン ④ 制御・データ処理ソフト ⑤ 接続に必要なケーブル類やチューブ類等 ⑥ 測定に必要な試薬ビン、その他の標準付属品等
	(8) オートサンプラーは、80検体 (5 mL) 以上の連続測定が可能であること。

